

タスク・シフティング 推進に関するヒアリング



2019/7/11作成

一般社団法人 日本作業療法士協会

理学療法士及び作業療法士法

昭和四十年六月二十九日 法律第百三十七号

第一章 総則

(定義)

第二条 2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその**応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため**、手芸、工作その他の作業を行わせることをいう。

第二条 4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、**作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行うことを業とする者をいう。**

第四章 業務

(業務)

第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法 第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、**診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。**

医療スタッフの協働・連携におけるチーム医療の推進について（通知）

平成22年4月30日 医政発0430第1号

○基本的な考え方

…**医師等による包括的指示を活用し**、各医療スタッフの専門性に積極的に委ねるとともに医療スタッフ間の連携・補完を一層進めることが重要である。

（2）リハビリテーション関係職種

2）作業療法の範囲

以下に掲げる業務については理学療法士及び作業療法士法第2条第1項の「作業療法」に含まれるものであることから、作業療法士を積極的に活用することが望まれる。

- **移動、食事、排泄、入浴等の日常生活活動**に関するADL 訓練
- **家事、外出等のIADL** 訓練
- 作業耐久性の向上、作業手順の習得、**就労環境への適応**等の職業関連活動の訓練
- **福祉用具の使用**等に関する訓練
- 退院後の**住環境への適応**訓練
- 発達障害や高次脳機能障害等に対するリハビリテーション

○「作業療法ガイドライン」

- ・法律や作業療法の定義に基づき作業療法の**基本的枠組み**を示したもの。

4.国際生活機能分類（ICF）と作業療法との関連

作業療法は、対象者の心身機能の障害を改善・軽減するのみでなく、対象者の生活障害の軽減を図り、本人がより満足のできる生活を構築（再編）していけるよう、さまざまな治療、指導および援助を行うという特徴がある。

作業療法の過程では、**基本的能力、応用的能力、社会的適応能力**という視点から対象者の生活機能を捉え、制度や社会資源の利用等、対象者の個人特性に応じた治療、指導および援助を重視している。

これらの視点は、それぞれ**国際生活機能分類（以下、ICF）**における「**心身機能・身体構造**」「**活動**」「**参加**」「**環境因子**」「**個人因子**」に相当し、それぞれに対応させて考える事ができる。

心身機能の状態がその人の活動と参加の状態に影響し、活動または参加の状態がその人の心身機能に影響するように、**人の基本的能力、応用的能力、社会的適応能力は相互に影響を及ぼし合う。**

このため作業療法では、対象者の健康状態を高めるために生活機能を総合的に捉え、目的に応じて**基本的能力、応用的能力、社会的適応能力**に働きかける。

また、**応用的能力や社会的適応能力を發揮するうえで環境や資源の果たす役割は大きく、その整備と調整が重要である。**

1. 現在医師や医師以外の職種が担う業務のうち、作業療法士に移管可能な業務について

	業務内容	現行 実施職種	ボリューム	移管が可能と思われる理由
1	神経学的検査のうち、運動、感覚、高次脳機能、ADL、IADL等に関する検査	医師	医師の問診や検査時間の一部	<p>作業療法を実施するにあたっての評価として作業療法の対象者には作業療法士がすでに実施しており、検査実施、評価の技術は有している。医師の指示のもと実施可能と思われる。</p> <p>補装具申請、要介護認定や各保険認定、身体障害者手帳、障害年金における意見書等のための検査・評価も同様である。</p>
2	生活状況（ADL、IADL、本人の趣味・興味・関心領域等）、療養上の課題の聞き取り、把握	医師 看護師	医師・看護師の問診時間の一部	<p>作業療法士はその対象となる患者の総合的な生活状況や回復の動機づけとなる興味関心の把握、している・できる可能性のあるADL、IADLの評価を行い、それに基づき作業療法を行っている。</p> <p>在宅、外来、入院にかかわらず、医師の指示のもと作業療法士が対象者の総合的な生活状況やADL、IADL能力を把握し伝達することで、医師によるよりの確な診断および処方が可能となると考えられる。</p>

1. 現在医師や医師以外の職種が担う業務のうち、作業療法士に移管可能な業務について

	業務内容	現行 実施職種	ボリューム	移管が可能と思われる理由
3	病棟における生活行為※の評価・指導	看護師	病棟における生活行為の評価・指導により、患者の生活行為の自立が早期に促される そのことにより看護師による療養上の世話の軽減と時間短縮	<p>回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟においてはリハビリテーション専門職が病棟専従として配置されることで、病棟における食事、入浴、排泄、移乗移動など生活行為の評価・指導を行い早期の自立に向けた指導を行っている。そのことにより看護師・看護補助者による療養上の世話（ケア）の軽減や時間短縮が図られている。</p> <p>また、小児を含む一部の病院では、先行して作業療法士の病棟配置に取り組んでいる。しかし大多数の病院では、作業療法の処方がない患者に対しては病棟において生活行為の評価指導がなされていない。</p> <p>病棟配置された作業療法士が生活行為の評価・指導を行うことで、看護師・看護補助者による療養上の世話（ケア）の軽減と円滑な早期退院の促進に寄与することができるのではないかと。</p>

※「生活行為」とは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の行為をいう。
 老企第36号 第2の8(13) [注10] 生活行為向上リハビリテーション実施加算について

3. 新たに業務移管を受けた際の質の確保について

	業務内容	課題										
	(全項目に共通)	<p>作業療法士の質を確保するためには、卒後教育が必要であるが現在は義務化されていない。</p> <p>日本作業療法士協会では、2003年4月に生涯教育制度を開始し、5年に一度の見直しを行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認定作業療法士 作業療法の臨床実践、教育、研究及び管理運営に関する一定水準以上の能力を有する作業療法士を本会が認定している。 ■ 専門作業療法士 認定作業療法士である者のうち、特定の専門作業療法分野（10分野）において高度かつ専門的な作業療法実践能力を有する者を専門作業療法士として認定している。 <p>専門の10分野</p> <table border="0"> <tr> <td>○福祉用具</td> <td>○認知症</td> <td>○手外科</td> <td>○特別支援教育</td> <td>○高次脳機能障害</td> </tr> <tr> <td>○精神科急性期</td> <td>○摂食嚥下</td> <td>○訪問</td> <td>○がん</td> <td>○就労支援</td> </tr> </table>	○福祉用具	○認知症	○手外科	○特別支援教育	○高次脳機能障害	○精神科急性期	○摂食嚥下	○訪問	○がん	○就労支援
○福祉用具	○認知症	○手外科	○特別支援教育	○高次脳機能障害								
○精神科急性期	○摂食嚥下	○訪問	○がん	○就労支援								

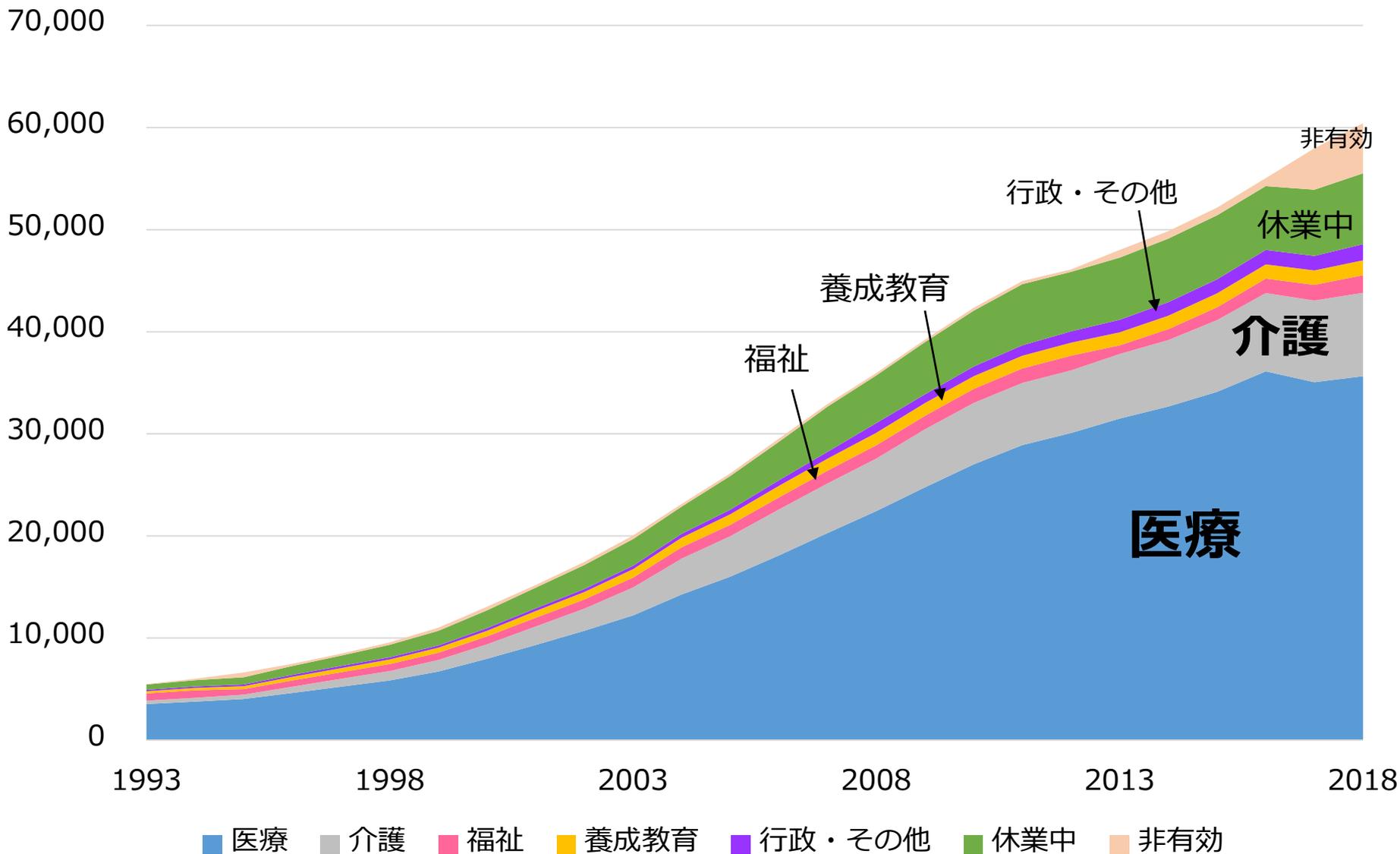
4. タスクシフト推進に関する課題について

	業務内容	課題
	(全項目に共通)	<p>医師の教育カリキュラムのなかで、非薬物的療法である作業療法についての教育の機会がないのではないかと。</p> <p>そのため、医師に作業療法の専門性、機能と役割が周知されておらず、活用が進んでいない現状があるのではないかと。</p>

理学療法士作業療法士養成施設ガイドライン 平成30年10月5日改正 令和2年4月1日より適用

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
	(小計)	(14)	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を培う。
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	14	健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救命救急医学等の基礎を学ぶ。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、作業療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。
	(小計)	(30)	
専門分野	基礎作業療法学	5	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。
	作業療法管理学	2	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。
	作業療法評価学	5	作業療法評価（画像情報の利用を含む。）についての知識と技術を習得する。
	作業療法治療学	19	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別作業療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を含む。）を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。
	地域作業療法学	4	患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を習得し、課題解決能力を培う。
	臨床実習	22	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。
	(小計)	(57)	
合計		101	

日本作業療法士協会 会員の領域別配置状況（1993年～2018年度）



海外の作業療法士の機能と役割(例)

項目	日本	イギリス	デンマーク	アメリカ
社会保障制度における位置づけ	・医療	NHS (National Health Service)	・福祉 ・一部医療	・Medicare ・Medicaid など https://www.aota.org/Advocacy-Policy/Federal-Reg-Affairs/Pay.aspx
収入	医療・介護保険	税金	税金 企業による雇用	税金
勤務先	・60%が医療 ・30%が介護	・医療機関 ・行政 ・デイケアセンター ・福祉用具センター 等	・県・市町村 ・企業(健康管理部門) ・福祉用具機器業者 ・一部医療機関	・26% 医療機関 ・22% 学校 ・20% 介護施設 ・10% 外来クリニック ※OTAの結果も含まれている可能性あり https://www.aota.org/~media/Corporate/Files/EducationCareers/Prospective/Workforce-trends-in-OT.PDF
機能と役割	身体や精神に障害のある者に対し応用的動作能力・社会適応能力の回復	生活に支障のある者に対して、生活の自立を維持するための動作指導や環境調整	生活に支障のある者に対して、生活の自立や仕事の継続を維持するための動作指導や環境調整	日常生活で当事者が行いたい・行う必要がある活動を“作業”を通じて支援。様々な年代を対象に健康を促進し、怪我・疾病・障害の予防、またはともに生きるために支援 https://www.aota.org/Conference-Events/OTMonth/what-is-OT.aspx
根拠	理学療法士作業療法士法			州毎のregulations?

海外の作業療法士の機能と役割(例)

項目	カナダ	オーストラリア
社会保障制度における位置づけ		<ul style="list-style-type: none"> ・医療(メディケア) ・福祉
収入		
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・4.5割 病院・リハ・介護施設 ・3割 地域 ・1割 企業 <p>p.5 https://www.caot.ca/document/3653/2012otprofile.pdf</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3割 医療 ・2割 地域 <p>https://www.aihw.gov.au/reports/workforce/occupational-therapy-labour-force-2002-2003/contents/table-of-contents</p>
機能と役割	<p>参加への課題や障壁を抱える多様な年代・能力の対象者に対して、日常活動への参加を支援</p> <p>https://www.caot.ca/site/pt/co-deofethics?nav=sidebar</p>	<p>個人の能力評価を行い、病気・怪我の治療に向けて身体・精神的要素を含んだ介入プログラム(環境調整を含む)を計画・実施</p> <p>https://www.aihw.gov.au/reports/workforce/occupational-therapy-labour-force-2002-2003/contents/table-of-contents</p>
根拠	州毎のregulations?	<ul style="list-style-type: none"> ・Health Practitioner Regulation National Law (ACT) ・Professional Indemnity Insurance (PII) Arrangements Registration Standard